

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 208 号（諮問第 250 号）

件名：ひぼう中傷事例として認識したもの等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和元年 7 月 19 日

2 原処分

令和元年 7 月 31 日及び同年 8 月 1 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る別表の 3 欄に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 9 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 5 月 26 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）及び請求 3 について

実施機関によれば、福祉局福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）は、障害者の福祉に関すること等の事務を、愛知県西三河福祉相談センター（以下「西三河福祉相談センター」という。）は、障害者に関する相談及び指導に関すること等の事務をつかさどるが、ひぼう中傷事例、ひぼう中傷する者、団体等として認識したものに関する文書は、これらの事務を遂行する上で保有していない文書であることから、障害福祉課及び西三河福祉相談センターにおいて、請求 1 及び請求 3 に係る審査請求人の個人情報を作成又は取得することはないとのことである。

イ 請求 2 について

実施機関によれば、障害福祉課においては、児童記録票を保有していないため、児童記録票の開示請求に係る文書一式を作成又は取得することはないことから、請求 2 に係る保有個人情報を作成又は取得することはないとのことである。

ウ 請求 4 について

実施機関によれば、西三河福祉相談センターは、児童記録票を保有しており、審査請求人の個人情報を含む児童記録票の開示請求は平成 11 年度になされているが、当該請求に係る文書の保存期間については 5 年としていることから、平成 17 年 3 月に保存期間が満了し、廃棄済みであるため保有していないとのことである。

エ 請求 5 について

実施機関によれば、平成 15 年度障害認定に関して障害福祉課職員が開示請求人へ FAX した文書が、西三河福祉相談センターにおいて管理されることはなく、障害福祉課において管理する当該文書については別途障害福祉課において決定しているとのことである。

オ 請求 6 について

実施機関によれば、身体障害認定に関して国に照会することはありうるが、審査請求人の個人情報を含む照会等を行っていないことから、請求 6 に係る保有個人情報を作成又は取得していないとのことである。

カ 実施機関によれば、念のため障害福祉課及び西三河福祉相談センターの課室内を探索したが、請求 1 から請求 6 までに係る審査請求人の個人情報は存在しなかったとのことである。

キ 当審議会において検討したところ、これらの実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められず、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 不開示決定	3 開示請求のあった保有個人情報の内容
1	令和元年7月31日付け31障福第1040号	障害福祉課に対する開示請求 ひぼう中傷事例、ひぼう中傷する者、団体等として認識したもの
2	令和元年7月31日付け31障福第1041号	障害福祉課に対する開示請求 児童記録票の開示請求に係る文書一式
3	令和元年8月1日付け31西福第656号	西三河障害者相談センターに対する開示請求 ひぼう中傷事例、ひぼう中傷する者、団体等として認識したもの
4	令和元年8月1日付け31西福第657号	西三河障害者相談センターに対する開示請求 児童記録票の開示請求に係る文書一式
5	令和元年8月1日付け31西福第658号	西三河障害者相談センターに対する開示請求 障害者福祉課職員が開示請求人へFAXした文書（平成15年度障害認定に関するものの分のみ）
6	令和元年8月1日付け31西福第659号	西三河障害者相談センターに対する開示請求 身体障害認定に係る国になした照会、国からの回答文書一式